

# 金融市場

## 2000.9

### 潮流

新しい日本型労働・雇用モデルの創出 1

### 情勢判断

#### 国内金融

日銀、ゼロ金利政策解除 2

#### 国内景気

良い物価下落と増勢続く倒産件数 4

#### 海外景気金融

景気スローダウンに着目する米国金融政策当局 5

生産指数の伸びでも格差顕在化する韓国、タイ 6

### 今月の焦点

セーフティネットの整備により再編が進む生保業界 7

農業生産資金の需要に対応しきれていない

中国の農村金融体制 12

### 海外の話題

「金融サービス・市場法」成立に思う 17

# 潮流

## 新しい日本型労働・雇用モデルの創出

日本経済は現在設備投資主導の景気回復途上であり、いわゆる自律的回復の入り口の段階にあると言えるが、中長期的に日本経済が好成長を持続出来るか否かを左右する鍵はIT投資の成果と、それに加えて、もうひとつ重要なことが労働市場の改革である。現在の雇用情勢は求人や所定外労働時間の増加等明るい材料もみられるようになり、失業率も若干改善してきているが、その水準はまだ高い（6月4.7%）。労働白書によれば、失業者のおよそ4分の1が求人が足りないという需要不足要因いわゆる循環要因によるものであり、残り4分の3は需給のミスマッチなど構造的要因によるものといわれる。

ところで、現在の日本の労働市場がかかえる構造的問題はかなり複層的である。まず第一に、IT革命と雇用の問題がある。90年代前半の米国でみられた「雇用なき回復」と同様の現象が日本でもみられる。技術体系の大きな転換は雇用構造にも根本的な影響を及ぼし、一部では既存の雇用が新しい技術に代替される。IT導入初期の米国ではそのためにホワイトカラー、とくにミドルマネージャークラスの中高年齢層が労働市場から退出した。米国ほどドラスチックではないが、日本でも中高年齢層の非自発的離職の増加という従来はあまり見られなかった事態が進行している。

第二に、就業を希望しているが、適当な仕事が見つかりそうにもないという理由で求職活動を行っていない求職意欲喪失者の増加である。彼らはいったん求職活動を行えば失業者とみなされる潜在的な失業者であり、その数は445万人にもものぼる。完全失業者は現在約300万人強であるから、実際の失業者を上回っている。

第三に、若者のフリーター志向であり、労働白書では97年時点で15～34歳のフリーターを151万人と推定しており、82年比3倍に増加している。また、15～24歳では、1年以内に自発的に離職した者が就業者の24%にもものぼり、若者の失業者の場合は、非自発的離職者よりも自発的離職者の方がウエイトが高い。若者の就業意識は大きく変化しており、職業に対する目的意識が希薄化している。

第四が、少子高齢化問題である。2010年までの10年間に、労働力人口は、15～29歳の若年層が約400万人減少するのに対し、55歳以上の高年齢層は約380万人増加する。雇用の供給構造は「より少ない若者とより多い中高年」に構成変化していくわけであり、現在の雇用過剰と将来の労働力不足を見据えた需要構造の変革が求められている。一般的に、雇用延長、情報技術などの職業訓練、女性労働力の活用、外国人労働者の受け入れの拡大、年金・退職金改革、能力・成果主義の賃金体系の導入、勤務形態の多様化などが課題として挙げられているが、高齢化は着実に進むわけであり、これらの課題解決のスピードが問われる状況となっている。

これまで戦後日本経済を支えてきた終身雇用制度・年功序列型賃金・企業内組合、および、その結果としての企業への忠誠心という日本型雇用システムは根本的に変わろうとしている。労働力の流動化の流れは不可避であり、労働資源を効率的に再配分する労働市場の構造調整が課題となっている。新しい日本型の労働・雇用市場モデルを創出できるか否か、日本経済は歴史的な正念場を迎えている。

（調査第二部長 鈴木 利徳）

# 情勢判断

## 国内金融

### 日銀、ゼロ金利政策解除

#### 要約

日銀は、「デフレ懸念の払拭が展望できる情勢」に至ったとの判断からゼロ金利解除を決定した。市場は織込み済で特に波乱は無かった。今後は、ゼロ金利解除で促進が予想される不良債権処理や企業リストラ継続によるデフレ圧力に対し、ITをリード役に上振れする企業部門の改善により景気回復の持続性が担保されるのか、またゼロ金利解除に反対した政府がどのような補正予算を組むのが注目される。

表1 金利・為替・株価の予想水準

(単位 %、円/ドル、円)

年度/月	2000				2001	
	6 実績	9 予想	12 予想	3 予想	6 予想	9 予想
CDレート(3M)	0.11	0.35	0.35	0.35	0.45	0.45
短期プライム	1.375	1.500	1.500	1.500	1.625	1.625
10年最長期国債	1.76	1.80	1.90	2.00	2.20	2.40
長期プライム	2.15	2.2	2.3	2.4	2.6	2.8
為替相場	105	108	105	103	100	100
日経平均株価	17,411	17,500	18,500	18,000	20,000	21,000

(注) 月末値、実績は日経新聞社調。

#### ここ1ヶ月の金融情勢

#### 日銀、ゼロ金利政策解除

日銀は8/11の金融政策決定会合で無担保コール翌日物金利を0.25%に引上げるゼロ金利政策の解除を決定した。解除の理由は、「デフレ懸念の払拭が展望できる情勢」に至り、「そごう問題」の影響も市場心理が大きく悪化するという事態はみられないと判断したため、景気の先行きにはまだ不安があるとして政府が出した議決延期請求を否決しての決定となった。

加えて、日銀は、政策金利の引上げは10年振りの政策転換となるが、ゼロ金利解除はあくまで異常事態時の危機対策の解除であり、経済の改善に応じて金融緩和の程度を微調整する措置で、金融が大幅に緩和された状況は維持され景気回復の支援は継続する方針を示した。

#### ゼロ金利解除で市場に波乱なし

市場では、当初株価の動向から8/11の解除は無しの見方が大勢であったが、前日の「ゼロ

金利解除へ」の新聞報道で短期市場はゼロ金利を解除を織込んだ。債券市場と株式市場は、8月は無くとも9月には解除の見方があったことやゼロ金利解除も超低金利は継続の見方から、ゼロ金利解除での波乱は無かった。為替市場は、前日の報道で一時107円台に円高が進んだものの、政策変更に対し日銀と政府に確執があったことや、IMFがゼロ金利解除は時期尚早との見方をしていたことなどが円売り材料となりやや円安に振れた。

#### 向こう3ヶ月程度の市場の注目点

#### ゼロ金利解除の企業収益への影響は軽微

ゼロ金利解除の企業収益への影響は、99年度法人企業統計の全産業ベースで試算すると、期末の有利子負債565兆円に対し0.25%利上げによる利息負担は1.4兆円で経常利益33兆円の4%にあたる。実際の短期プライムレートの引上げ幅は0.125%の見込みで、長期金利も落ち着いた動きをしていることから長期プライムレートの引上げはあっても小幅とみられ、マクロ的には利上げの影響は軽微と予想される。

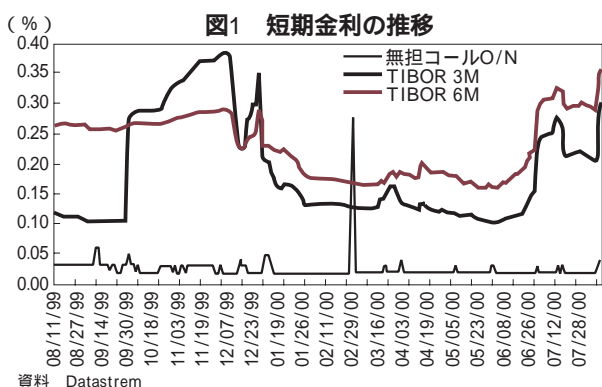
ただ、3月末時点の預金取扱金融機関の破綻先債権を除くリスク管理債権は36.4兆円あり、金利負担増で破綻に追い込まれる企業が出る可能性はある。前月号で、ある程度の不良債権増加でも基本的には金融システムに不安はないと述べたが、従来株式含み益に頼って不良債権処理を行ってきた面もあり、主要行全体で株価がTOPIXで1400ポイントを割り込んでくると含み益が枯渇してくることから株価動向には留意が必要である。

### 「ダム論」VS企業リストラのデフレ圧力

ゼロ金利解除で促進が予想される不良債権処理のデフレ圧力に対し、日銀は、企業収益の増加が所得の増加、消費の増加に繋がっていく蓋然性が高いという「ダム論」から景気回復の持続性は担保されると判断している。これに対して政府サイドは企業は引き続き人件費抑制姿勢を示している中で、「ダム論」に確信を持っていないとの判断をしている。

所得状況については、毎月勤労統計でみると6月の賞与が4年振りに前年比プラスとなり現金給与総額も4月以降3ヶ月連続でプラスとなっている。また、鉱工業生産が4～6月期が前期比1.6%増、機械受注（船舶電力除く民需）も4～6月期前期比3.1%増といずれも上振れ、7～9月期も増加見通しとなっている。従って所得も少なくとも当面プラス基調は継続するとみられる。

一方、6月の新規求人数が前年同月比26.2%増の一方、企業リストラ継続で6月の常用雇用者（毎月勤労統計）は前年割れが続き、7月の倒産も1,672件とゼロ金利解除前から倒産件数は増勢基調と、雇用情勢は最悪期は脱したものの雇用のミスマッチが拡大し先行きには不安を残している。従ってこの面での対策を打ち出すことで景気回復の持続性はより確かなものとなる。補正予算は、4～6期GDPが前期比プラスの公算が高いことや財政状況から規模的には小幅となるが、労働市場のセーフティネット対策と流動化策、省庁間でバラバラといった感のあるIT推進策に一貫性のある政策が打ち出

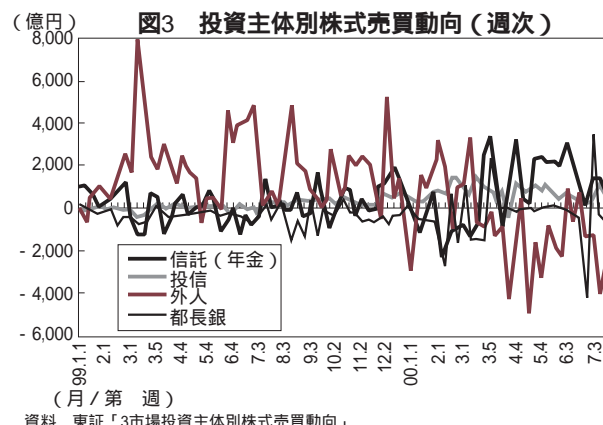
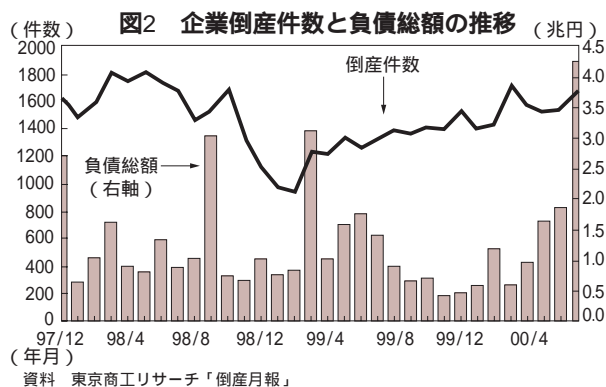


されることが期待される。  
徐々に上昇バイアスかかる長期金利

長期金利は、補正予算論議等でボラティリティは高まるものの、当面は足許の景気回復のペースから1%台後半で推移しよう。その後、年度末に向け不良債権処理が進展し来年度の景気回復の持続性が視野に入ってくれば、来年度予算での国債増発や財投債発行額の確認を契機に2%台に上昇する可能性は十分あろう。

円ドル相場は、日本がゼロ金利解除も日米の景況格差は依然大きく当面105～110円のボックス相場が続こう。目先的にはゼロ金利解除の材料出尽くしで円安に振れる局面もあろう。

株式市場は、ゼロ金利解除以降やや反発しており、外人投資家の売り越し基調も米国株の持ち直しや日本の4～6月期GDPの確認で少なくとも売り越し幅は縮小するとみられ、今後は徐々に企業業績を反映して下値を切り上げていくとみられる。  
(2000.8.18 堀内 芳彦)





国内景気

## 良い物価下落と増勢続く倒産件数

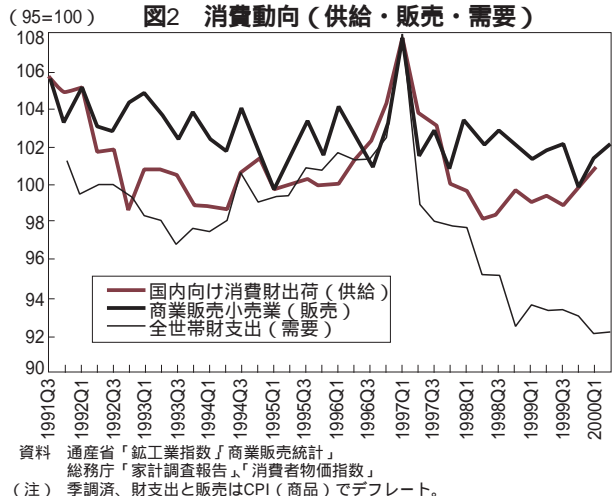
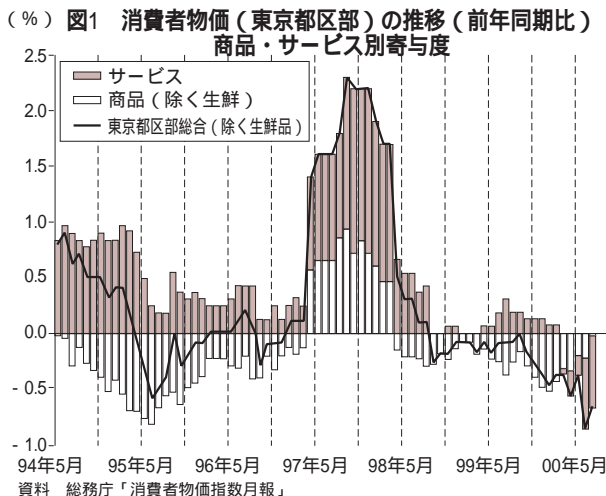
99年度の消費者物価（除く生鮮品）は前年度比 0.1%と2年連続のマイナスとなった。経企庁の「物価レポート2000」では、この背景として、所得の伸び悩みによる消費支出の低迷や地価下落といった需要側の要因に加え、円高等による輸入消費財の価格下落と輸入浸透度の高まりや流通革命等による競争環境の激化など供給側に構造変化が生じていることを指摘している。また、足許で7月の東京都区部の消費者物価（除く生鮮品）が前年同月比 0.7%とむしろマイナス幅が拡大しているが、日銀は、供給曲線のシフトによる「良い物価下落」が進んでいるため、緩やかな景気回復が展望されるもとで需要の弱さに由来する潜在的物価低下圧力（悪い物価下落）は後退していると判断している。

物価下落による実質購買力向上で消費が増えればマクロ的にも良い物価下落といえるが、国内向け消費財出荷をみると、98年4～6月期をボトムに緩やかながらも回復傾向にあり数量ベースではモノの消費は上向いていることが窺える。また、所得状況も毎月勤労統計で6月のボーナスが4年振りのプラス（前年比+1.7%）に転じ現金給与総額も前年同月比+1.0%と3ヶ月連続のプラスとなり消費回復の環境は徐々に整いつつある。

一方、良い物価下落は、消費生活の充実、ひいては日本経済の活性化に繋がっていくと期待されるが、企業にとっては単価下落には違いなく、新商品投入等による需要拡大や生産性向上等でのコストダウンのできない企業には収益圧迫要因となる。例えば、カジュアルウェアは95年の製造小売形態の外資参入以降価格破壊が進行しているが、総合スーパーの不振はこうした専門店の台頭の影響が大きい。また、ハンバーガー最大手がグローバルな資材調達を背景に大幅な値下げを断行し、同業者のみならずコンビニを含め外食産業全体に値下げを強いる状況になっているなど、特に流通など従来の規制業種や体力の劣る中小企業は厳しい経営状況となっている。

こうしたことから景気は緩やかな回復局面にあるとはいえ、足許の倒産件数は月1500件を超え、今年上期では前年同期比32.2%増の9304件、うち負債総額1億円未満の倒産が同39.8%増で全体の58.8%を占める状況となっている。

なお、消費者物価の内訳をみると、今年3月以降サービス価格が前年比マイナスに転じている。主因は家賃の下落だが、個人向けサービス料金もやや下落しており、サービス業のコストは人件費が大半を占めるだけにその動向には留意が必要である。（堀内 芳彦）

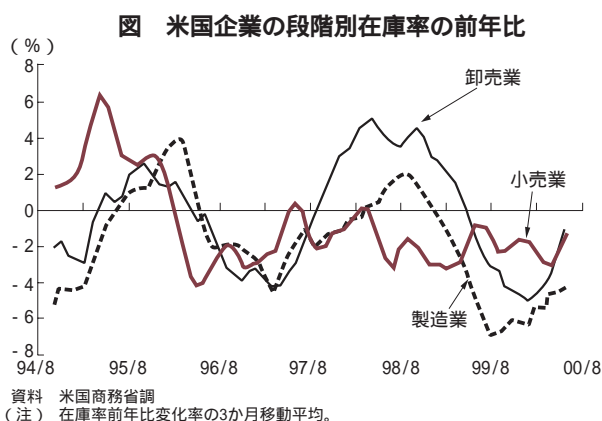


## 海外景気金融・米国

## 景気スローダウンに着目する米国金融政策当局

4～6月期のGDPはトレンド変化を示唆

米国では4～6月期に実質個人消費が前期比年率+3.0%（速報値）に鈍化する等、これまでの利上げ効果で景気過熱感が薄らぐ兆しがみられる。GDPトータルでは1～3月期の前期比年率+4.8%に対して4～6月期+5.2%と加速した形にはなったものの、個人消費の鈍化にともなう在庫増（1.0%の寄与）、国勢調査等による政府支出の急増（1.0%の寄与）等がGDPを上振れさせていることを考慮する必要がある。企業サイドでも製造業、非製造業ともに景況感が頭打ちとなっており、特に製造業ではNAPM（全米購買部協会）新規受注判断が7月に49.9%と小幅ではあるものの50を下回って悪化を示す等、受注環境中心に業種ごとの景況感に差が出てきている。在庫統計でも流通段階で在庫率が反転上昇してきており、景況感頭打ちの中での在庫増加は「意図せざる」在庫増の部分が多いことを示していると思われる（図）。



一方で設備投資は情報化投資中心に前期比年率+19.1%増と高い伸びになったが、投資増加は供給力の増強や生産性の上昇につながるという点では低インフレでの成長持続にとって必要な条件であり、その意味で4～6月期のGDPは、米国景気ソフトランディングに向けての望まし

いトレンド変化を示している。

スローダウンに着目する米FRB議長

そのような中でグリーンズパン議長が7月後半の議会証言で（慎重な姿勢ながら）景気減速への変化を重視するコメントを行い、市場での利上げ観測は急速に後退した。中でも景気過熱の焦点であった個人消費に関して、足元の減速は温暖な天候による冬期の消費過熱の反動で一時的との見方もあるとしながらも、①資産効果剥落②負債返済の圧迫③エネルギー価格上昇による実質所得目減り④耐久財ストック積みあがりによる購買意欲低下、等により個人消費減速基調が持続するとの見方をより積極的に紹介する等、個人消費のスローダウン傾向に着目している姿勢を示した。この姿勢には、当面はこれまでの利上げの効果を見極めたいというFRBのスタンスが反映されていよう。

ただし、4～6月期にみられたトレンド変化が定着するかどうかという点に関しては、依然不透明である。特に個人消費については、小売上の推移等からは7～9月期に再び増加率が高まる公算が高く、また雇用は5月以降（国勢調査による特殊要因を除いて）増勢鈍化が続いているが、失業保険等には顕著な増加はみられず、鈍化傾向が定着したとの判断は時期尚早であろう。グリーンズパン議長の証言等によって利上げ観測が後退したことで、株価に持ちなおしの傾向がみられることや、共和党政権が誕生した場合に大幅減税期待から先行的に消費が再拡大するリスクもある。

これまでの利上げで米国景気の過熱感はいくぶん薄らいだとはいえ、経済活動の水準が高いこと、また個人消費の鈍化も定着したとまでは判断できないこと等から、年末にかけて小幅な調整利上げの可能性が未だ高いと考えられる。

（小野沢 康晴）

海外景気金融・アジア

## 生産指数の伸びでも格差顕在化する韓国、タイ

### 足下小康を示すアジアの金融市場

政治不安等でインドネシア、タイ等の通貨が下落したが、インドネシアの国民協議会が無事終了したことで、足下小康状態を示しつつある。他方、実態経済のGDP成長率等にNIES等とインドネシア、タイ等との間の回復格差が顕在化しており、製造業生産指数にも同様の傾向が見られる(図)。

### 鈍化するも拡大基調を維持する韓国生産指数

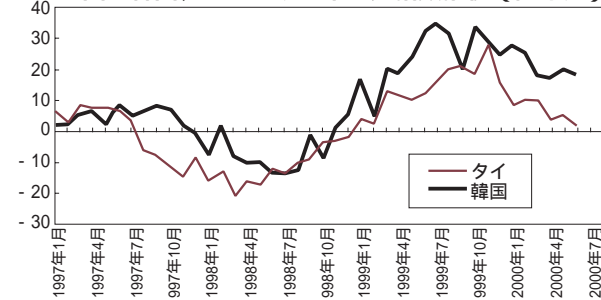
韓国の6月の製造業生産指数は前年比18.3%増と今年に入り伸びが鈍化してきている。しかし、これは昨年年初以降の急回復の反動という面もあり、生産は2桁の拡大基調で投資も増加し、設備稼働指数も6月同3.1%増と増加傾向を維持している。輸出も7月前年比23.6%増(6月同19.4%)と好調で、上期の半導体輸出は199億米ドル(前年比31.8%増)と史上最高を記録し、自動車輸出も上期790千台(同16%増)と堅調である。このように生産は半導体等IT関連が突出しているが、建設等を除き幅広い業種で拡大している。しかし、卸小売販売指数の足下の鈍化傾向、ウオン高基調、原油高止り等による物価上昇懸念等から、今後生産拡大基調は維持されようが、ペースはやや鈍化してこよう。

他方で、韓国経済は現代グループの資金繰り懸念や今年後半から来年にかけ危機時に発行された80兆ウオン(国家財政の2/3に相当)の社債償還の課題を抱え、銀行もBISの自己資本比率未達行(6月末基準)が5行あり、それらに対し経営正常化計画の提出を当局は求めている。8月の内閣改造で刷新された新経済チームがこれらの課題を実態経済の強さを活かしながら克服していくとみられる。

### 飲料関連過剰在庫で急低下するタイ生産指数

タイの6月の製造業生産指数は前年比1.4%と年初以降急低下を示している。これは飲料関

図 韓国、タイの鉱工業生産指数推移(前年比)



資料 Datastream

連自由化による設備拡張で過剰在庫発生に伴い生産が低迷したという特殊要因等によるもので、タイ中銀のレポートによると飲料を除いた6月の生産指数は前年比10.8%(5月同13.6%)と、自動車・部品、モーター、集積回路、テレビ等が好調で依然2桁の拡大を維持している。6月の輸出も同15.1%増と、43%増の自動車やエレクトロニクス製品が牽引している。しかし、設備稼働率は6月56.3%と昨年11月の65.8%から悪化しており、IT関連や回復基調の自動車等を除き生産回復の業種的裾野の拡大は進んでいない。

また、野党下院議員の大量辞職で懸念されていた政局混迷は年内総選挙で現行連立与党体制が維持される見込で収束に向うと見られるが、韓国に比しIT関連のウエイトが低いこと、7月の自動車販売はパーツ安等によるガソリン価格値上げ等で前月比13.4%に留まったこと等から、生産の回復は当面穏やかなものに留まろう。

### 引続き注目されるIT需要の動向

米国の1~4月のハイテク製品輸入に占める韓国製品の順位が従来の5位から3位に上昇する等、韓国等の生産拡大にIT関連の寄与は大きい。アジア景気回復の行方にとってIT需要の影響は大きいので、現状一部電子部品が不足するほど需要が堅調で当面底堅いと判断するが、今後も動向を注視する必要がある。

(千葉 進)

## 今月の焦点

# セーフティネットの整備により再編が進む生保業界

### 要 約

生命保険会社を取り巻く経営環境は激化しており、業界安定化が求められる中、このほど①保険相互会社の株式会社化、②倒産法制の整備、③生保契約者保護機構の財源対策、などを主な目的とした改正保険業法が公布された。

今後は、こうした行政側のセーフティネットの整備と生保業界の生き残り戦略により、個社別には淘汰・再編されるところが出るとしても、日産生命破綻に端を発する生保業界全体への不安は沈静化するものと考えられる。

### 保有契約高は減少が続く

近年、生命保険会社における保険契約の大部分を占める個人保険の新規契約獲得高は①少子高齢化、②景気の低迷による家計のリストラ、③生保不安、等の要因により伸び悩んできた(図1)。しかし、平成11年度は大手・中堅14社合計で前年比2.5%の増加となり、減少傾向は一段落したとも言われている。

一方、保有契約高を見ると大半の生保では前年度を下回っており、解約失効高が依然高水準であることが伺える。この背景には、新契約獲得のために既存契約を見直す「転換」の存在がある。これは保険会社にとっては、既存の高利率の契約を打ち切ることができる一方で、契約者にとっては不利な条件も含めた説明が充分になされていない等のトラブル発生要因となって

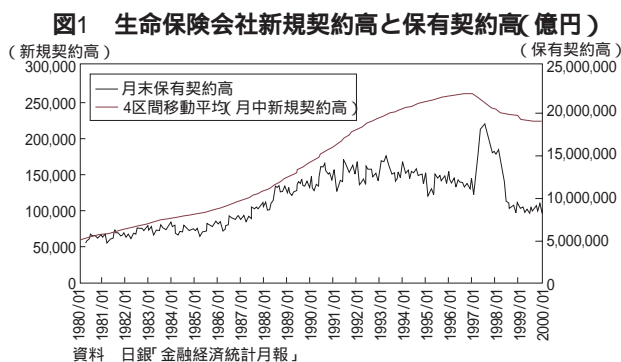
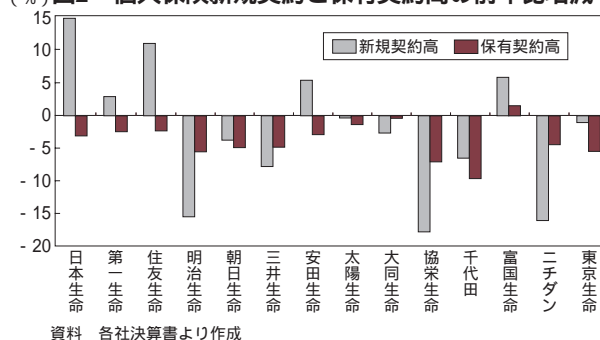


図2 個人保険新規契約と保有契約高の前年比増減



いる。このため、このほど金融庁は大手生保に対し、初めて「転換」に関連した業務改善命令を出すという対策を取っている。

個別生保会社の実績を見てみると、個人保険の新規契約高がプラスとなったのは14社中、日本、第一、住友、安田、富国生命の5社である(図2)。特に、日本生命と住友生命で大幅に増加しているが、この2社に共通している点は、それぞれ99年4月に発売した「保険口座」と「キャッシュバック」といった高額契約者の囲い込みを目的とした割引型新商品の販売が好調だったことがあげられる。

96年のビッグバン構想発表と保険業法改正、97年のリスク細分型保険解禁を経て、生保業界もようやく横並び体質から卒業すべく独自の商品の発売に至った結果が、これらの割引型新



商品の発売である。

今年4月には明治生命が他社より1年遅れで販売を開始した新商品「ライフアカウントLA」がヒット商品となっている。これは、契約者が口座に相当する「アカウント」に保険料をためておき、その中で残高や保障額の見直しを自由にできるという特色を持っており、保障と貯蓄機能の区分が透明化されたという点で、従来には無かった新発想の商品である。

日本生命の「保険口座」発売を転機として、体力のある大手生保主導による顧客ニーズを重視した新商品の開発と価格競争は激化しているといえよう。

### 第三分野解禁と銀行窓販等自由化の進展

平成13年1月には、今まで外資系と中堅以下が独占していた第三分野（注1）（医療保険、がん保険）の販売が、大手生保にも解禁される。

もともと第三分野は大蔵省の指導のもと、大手とそれ以外（外資系、中堅）では自主的に棲み分けがなされていたが、日米保険協議での合意を経て、来年1月からは大手生損保にも販売が解禁されることとなった。

生保業界にとっては、主流である定期付終身保険が伸び悩む中、第三分野は今後の成長市場と捉えられているが、この分野を独占してきた外資系や中堅生保にとっては、競合相手が増えることで、販売面に多大な影響があると思われる。

今年に入って、朝日生命と三井生命はそれぞれネット販売会社の設立を発表した。販売対象としては、死亡保険のような大型かつオーダーメイドに近い商品は、ネット上では悪質加入者の排除が難しい上、顧客側も対面販売による詳しい説明を希望するケースが多いと見込まれる

ため、医療保険等の比較的少額でシンプルな商品がネット販売では中心になると考えられる。

さらに、13年4月には銀行による保険商品の窓販が解禁される。保険審議会が97年に解禁方針を打ち出してから、ほぼ3年が経つものの、生保業界は一貫して反対姿勢を変えておらず、当初は住宅ローン利用者向けの信用生命保険の取扱い等限定的なスタートとなるが、その後は徐々に対象範囲も拡大されて行くであろう。

このように、日本の生保市場は新規加入者数の増加は期待しづらい中、販売チャネルは多様化している。体力のある大手主導の価格競争や、従来にはみられなかったタイプの新商品投入等、生保マーケットは、かつての護送船団方式から変貌を遂げつつある。

（注1）第三分野とは、生命保険の固有分野と損害保険の固有分野のいずれの分野にも属しないとされる、傷害・疾病・介護に関する分野のこと。平成8年に施行された新保険業法では、生・損保固有分野、第三分野を定義付け、第三分野については、生命保険会社も損害保険会社も取扱いが可能となっている。（資料：生命保険協会）

### 11年度決算にみる生保会社間の格差拡大

平成11年度の大手・中堅生保の決算をみると（表1）、14社トータルでは保険料収入から支出を差し引いた保険料の実質収支はマイナスであり、特に、保有契約高の減少を受けて収入の減少幅が大きくなっている。経常利益は資金運用収益（特に有価証券売却益）の増加により、大手生保の大半で増益となっているが、見かけ上は利益を計上していても、その中身に問題のある先も見うけられる。

例えば、一部の経営不振生保については、経常黒字を確保するために、有価証券による益出しや責任準備金の戻し入れで収益を押し上げており、それが一層財務内容を悪化させるという悪循環に陥っている。

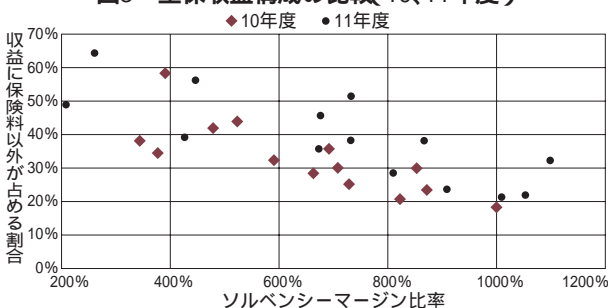
表1 平成12年3月期生保決算概況

(単位 億円、%)

	経常収益	(増減)	うち保険料等収入	(増減)	経常費用	(増減)	うち保険金等支払金	(増減)	経常利益	(増減)
日本生命	85,815	3.9	58,098	- 0.2	82,865	2.8	49,902	- 5.4	2,949	48.1
第一生命	60,696	8.1	37,459	- 6.1	56,118	2.0	38,584	4.5	4,578	304.1
住友生命	50,673	2.6	32,444	- 2.8	47,677	5.6	35,900	2.4	2,997	- 29.2
明治生命	37,408	3.6	23,004	- 8.9	35,490	1.7	25,841	1.4	1,917	54.6
朝日生命	29,120	17.8	14,055	- 11.2	27,717	17.0	21,060	17.6	1,403	35.9
三井生命	24,471	- 13.0	13,225	- 16.1	22,978	- 17.1	16,279	- 24.8	1,492	244.6
安田生命	21,901	7.6	15,611	2.4	20,100	2.8	14,003	3.8	1,801	125.4
大手合計	310,084	4.3	193,896	- 4.8	292,945	2.2	201,569	- 0.8	17,137	57.7
太陽生命	14,757	- 8.5	11,553	- 6.4	14,551	- 9.3	11,315	- 13.6	206	116.8
大同生命	14,265	- 3.2	11,369	- 4.7	13,920	- 0.7	8,693	- 10.3	345	- 51.5
協栄生命	12,354	4.9	6,268	- 13.7	12,311	6.4	9,731	4.4	43	- 79.5
千代田	14,589	- 0.5	5,130	- 14.4	14,373	0.9	11,332	0.6	215	- 49.1
富国生命	9,984	8.7	7,619	4.6	9,297	4.1	5,918	2.7	687	170.5
ニチダン	9,235	2.7	5,577	- 5.2	10,069	20.2	7,438	10.5	- 835	- 236.2
東京生命	3,920	10.5	1,697	- 18.2	3,850	10.4	3,160	9.8	69	15.0
中堅合計	79,104	0.1	49,213	- 6.7	78,371	2.2	57,587	- 2.0	730	- 69.1
14社計	389,188	3.4	243,109	- 5.2	371,316	2.2	259,156	- 1.1	17,867	35.1

資料 各社決算書より作成

図3 生保収益構成の比較(10、11年度)



資料 各社決算書より作成

14社のソルベンシー・マージン比率は、10年度は343%～998%の範囲内であったものの、11年度には210%～1,095%となっており、企業間の体力格差は拡大している(図3)。これは、株価上昇により含み益の増加した大手各社で比率が改善したことにもよる。

また、低金利が続く中、既存の高利率の契約を抱えた生保業界の逆鞘問題も深刻である。金融庁の金融審議会第二部会は、このほど「保険会社のリスク管理について(保険会社会計を巡る論点整理)」を公表し、時価会計については、生保業界は「一般企業とは異なる特殊性」があり配慮した方がいいのではないかと考え方を表明している。

しかし、いずれにせよ相場動向次第という不安定性があり、すでに簿価も上昇している株式を売却することで利益を捻出することには限界がある。

### 保険業法の改正

生保会社間での体力格差拡大により、一部の不振生保の経営不安は深刻である。日産生命破綻以降、とりわけ中堅生保の再編が加速しているが、突然の経営破綻は業界全体への信頼感を低下させ、その結果顧客の生保離れ、販売不振、さらなる経営内容悪化といった悪循環を作り出す。また、日産生命と東邦生命の破綻により、セーフティネットの財源不足問題が深刻化している。

このような問題意識を受け、政府は今年5月、「保険業法及び金融機関等の更生手続きの特例等に関する法律の一部を改正する法律」を公布した。

この法律は「保険業法」と「金融機関等の更生手続きの特例等に関する法律」を一括して改正するものであり、主な内容は以下のとおりである。

①保険相互会社について自己資本の充実、再編等を図るため、株式会社化を容易にする。

従来保険業法にも株式会社化の規定はあったが、大量に発生する端株の処理等、実務上の問題が残されており、実際に株式会社化が実現することはなかったため、今回より現実的なものへと改正される。

## ②保険相互会社への更生手続の適用を可能とする。

平成10年12月、金融システム改革法により保険会社の経営が破綻した場合のセーフティネットである保険契約者保護機構が生・損保それぞれについて創設された。しかし、保険相互会社には再建型手続きである会社更生法の適用がない等、倒産法制の整備は課題として残されていたため、破綻処理制度の充実・強化をはかる必要があった。そこで、保険相互会社の事業規模や国民経済への影響を勘案し、株式会社と同様の会社更生法による処理が適当であると判断され、この点の改正が行われた。

これにより①債務超過に陥る前の早期の手続き開始、②司法手続による債権者間の権利調整（一般債権の削減、既契約の予定利率引下げ等）、③契約者に対する保険保障の継続、などが可能となる。なお、民事再生法の特例は今回の改正には設けられていない。

## ③生命保険契約者保護機構について財源対策を講ずる。

東邦生命の破綻により生命保険契約者保護機構の経営基盤は揺らいでいる（改正前の財源4,600億円のうち東邦生命の処理に3,800億円を使用）。生保が破綻した場合、貯蓄性の強い商品は満期保険金が削減される可能性があるが、死亡保険金については、ペイオフ解禁より1年早い2001年3月末までは特例により全額保護される。また、責任準備金は、それ以降も最低90%は保証されることとなるため、セーフティネットの財源不足は深刻な問題であった。

改正により、保護機構の借入限度額を5,000億円拡大して現行の4,600億円を9,600億円とした上、業界負担も1,000億円増加させることで、セーフティネットとしての機能維持を図ること

となる。

また、このほど金融庁は保険会社用の検査マニュアルを発表、7月以降の検査と13年3月期からの決算に適用するとしている。

保険検査マニュアルは、一部保険会社特有の項目もあるものの、基本的な考え方は金融検査マニュアルと同じであり、コンプライアンスとリスク管理が大きな柱である。

99年4月から保険会社にも導入されている早期是正措置と併せて、今後はマニュアルを適用した集中検査により、問題生保の早期発見を行なうと同時に、保険業法・更生特例法改正を受けた破綻処理が進むものと考えられる。

## 進む生保再編

行政側の破綻処理の枠組みが整う一方で、それを受けた保険業界サイドでも生き残りのための再編が活発化している。

最近の破綻生保の買い手は外資が中心である。これには、日本の生保に引き受けるだけの余裕が無いという事情がある一方、世界一とも言われる日本の生保市場が外資系企業にとって魅力を失っていないことがあげられる。また、個人資産1,300兆円の争奪戦に加わることを考えると、生保が長い時間と大量の営業職員を使って拡充してきたリテイル顧客基盤を瞬時に獲得できることのメリットも大きい。

経営破綻した東邦生命と第百生命の場合、相互会社であり、本体に外国資本を導入できなかったことから、外資導入にあたっては合併会社を設立し、この会社に新規契約の営業権を譲渡した上で、逆鞘を抱える既存契約は旧会社に残すというスキームを選択せざるをえなかった。

この点、株式会社の方が機動性に優れており、日本団体生命や平和生命など株式会社形態の生

保は直接外資の傘下に入り自己資本を充実することが可能であった。最近では、協栄生命もブルデンシャル傘下に入ることを発表している。今回の保険業法改正により相互会社から株式会社への転換が容易になることで、東邦生命や第百生命のような事例は避けられるであろう。

主要行のメガバンク化構想は、地銀、証券、損保業界にも波及している。相互会社である生保は、それらとは、やや異質な動きをしているように見える。しかし千代田生命が東海銀行に資本支援を要請するなど、メガバンク・グループの中で生き残りをはかろうとする動きもある。

他方、株式会社化を表明している大同生命と太陽生命、安田生命と富国生命の提携などのように、生保同士の提携は強者同士が中心となる事例もみられる。

また、基金（生保相互会社の自己資本に相当）の新たな募集や劣後借入により財務内容を向上させる動きも目立つ。

以上のように、生保業界を取り巻く環境は激変しており、それまで相互会社の名のもとに恣意的かつ不透明だったリスク管理体制や財務内容のディスクロージーズも徹底を迫られている。

生保側も、新商品による販売競争ならびに、外資、他業態、生保間などとの提携による体力の増強にみられるよう、自ら生き残り策を打ち出している。

これらの動きにより、個社別には今後淘汰・再編されるところが出ることは、避け難いものの、日産生命破綻に端を発する生保業界全体への不安は沈静化するものと考えられる。

（萩尾 美帆）

保険業界を巡る動きと、生保の破綻・再編

年	業界動向	生保の破綻・再編
1995( H7 )	6月：改正保険業法公布	
1996( H8 )	4月：改正保険業法施行、保険契約者保護基金( 2000億円上限 ) 10月：生損保の相互参入開始 11月：日本版ビッグバン構想発表 12月：日米保険協議最終合意	
1997( H9 )	9月：リスク細分型保険解禁	4月：大蔵省、日産生命に業務停止処分 6月：生保協会、日産生命の破綻処理策決定、あおば生命設立
1998( H10 )	6月：金融監督庁発足 7月：損害保険料率の自由化（算定会料率の使用義務撤廃） 12月：生命保険契約者保護機構設立（4,600億円）	2月：東邦生命、GEキャピタルと合併によりGEエジソン生命設立
1999( H11 )	4月：保険会社に「レバンスー・マージン」比率に基づく早期是正措置の導入 4月：日本生命「保険口座」、住友生命「キャッシュバック」販売開始 5月：金融監督庁、生保への一斉検査着手 10月：金融監督庁・大蔵省、保険会社と銀行等の相互参入に伴う保険業法施行規則等を改正 12月：与党3党、パイオフ解禁1年延期で合意	1月：太陽生命・大同生命、全面的な業務提携に合意 2月：第百生命、マニユライフとの生保子会社設立を発表 4月：第百生命、マニユライフとの合併で営業権を譲渡したマニユライフ・センチュリー生命保険(株)が営業開始 6月：東邦生命に金融監督庁が業務停止命令 9月：生命保険協会、あおば生命を仏アルテミスに譲渡 11月：米エトナ社と平和生命、資本提携を発表 11月：仏アクサ社と日本団体生命、資本提携を発表 11月：アルテミスの子会社タワー・エス・エイがあおば生命の株式を全株取得。 12月：安田生命・富国生命、包括業務提携発表（FLY21） 12月：東邦生命の保険契約、GEエジソン生命に包括移転で合意
2000( H12 )	4月：明治生命「ライフアカウントLA」販売開始 4月：朝日生命と富士通、ネット専門生命保険会社の共同設立を発表 4月：金融監督庁、保険会社検査マニュアル(案)発表 5月：三井生命、ネット専門生命保険会社の設立を発表 6月：改正保険業法施行 6月：金融審議会第二部会「保険会社のリスク管理について(保険会社を巡る論点整理)」発表 7月：金融庁発足 7月：「保険会社検査マニュアル」適用開始	1月：日本信販、生保子会社ニコス生命をウィンター・ウル・ライフ社に譲渡合意 3月：大正生命、金融監督庁より早期是正措置の発動、クレアモンとの提携発表 3月：アクサニチタン保険ホールディング(株)設立 4月：アクサ生命と日本団体生命、アクサニチタン生命保険(株)とニチタン生命保険(株)と社名変更し、アクサニチタン保険ホールディング(株)の100%子会社として再発足 4月：平和生命、エトナヘイワ生命保険(株)に改称 5月：金融監督庁、第百生命に業務停止命令 6月：協栄生命、米ブルデンシャルとの提携に向けた協議開始 7月：東海銀行、千代田生命の資本支援方針発表
2001( H13 )	1月：第三分野の激変緩和措置終了(予定) 4月：銀行、保険、証券の相互参入完了(予定)	

資料 金融ビジネス事典、全銀協「金融」、検証日本の生保、インシュアランス、他



## 農業生産資金の需要に対応しきれていない中国の農村金融体制

### 要 約

市場化を目指す中国の金融体制改革に伴い、政策銀行、商業銀行及び協同組合金融組織の3者からなる農村金融システムは90年代後半に一応形を整えた。しかし農家の農業生産資金需要に対応すべき協同組合金融組織の農村信用合作社は、経営上及び制度上の問題により農家への融資に消極的である。近年、その統廃合など、協同組合への復帰より生き残りを優先する方向にあり、農業生産資金の需要をどう満たすかは依然として大きな課題である。

近年、農家の農業生産に関する運転資金、施設資金、住宅等の生活資金の需要は増加している。特に量から質へ、単一の穀物生産から経済的作物・畜産・農産加工へ、という近年の農業構造調整に伴い、農家の資金需要が増えている。しかし、農村信用合作社（以下、農村信用社と略す）など「フォーマル金融機関」はそれに対応しきれずに、農家の生産投資減少か、または日本の講に相当する会や高利貸など民間貸借の再活発化につながっている。

正式な統計はないが、各種のサンプル調査により、農家の資金需要の6割以上は民間貸借に頼っていることが推計できる。また、農村での郷鎮企業もその資金需要の大きな部分は民間から調達している。金融機関として認められていない郷鎮レベルに作られた農村合作基金会は農家や郷鎮企業の借入先の一つとなっていたが、99年に農村合作基金会は一斉に閉鎖された。これも農村での融資難及び高利貸の増加を加速した。それは近年農家の所得が伸び悩んでいる一因ともなっている。

間近に控えるWTO加盟により、農産物の輸入増の可能性から農工間の所得格差がさらに拡

大しかねない状況の下で、いかに農村の融資難を解決するかは、農業競争力の増強、農家所得の上昇といった農村の持続的発展ないしは社会の安定につながる重要な課題といえる。

### フォーマルな農村金融システム

中国の金融体制は市場競争型の金融システムの構築に向けて90年代から改革を重ねてきた。その改革の重要な一環として、中国人民銀行は中央銀行に特化する一方、中国の金融資産の約7割（90年代初めは約9割）を占める4大国有銀行（中国工商銀行、中国農業銀行、中国建設銀行、中国銀行）の商業銀行化を促進するために94年にその政策的金融を分離して三つの政策銀行を設立した。

三つの政策銀行のうちの農業発展銀行はまさに94年に中国農業銀行（以下、農銀と略す）から分離されたものである。また、農銀の商業化を深めるために、さらに96年に事実上農銀の下部組織になっていた農村信用社を分離した。農銀から分離された農村信用社は人民銀行の管轄の下で農家の協同組合金融組織への復帰を図るようになった。

こうして、中国のフォーマルな農村金融体制は協同組合の農村信用社、政策銀行の農業発展銀行と商業銀行の農銀という三者から構成されるようになった。

しかし、その分業関係から実際に農家の資金需要に対応しているのは、農村信用社だけである（表1）。農業発展銀行は、専ら国有食糧企業に穀物、綿花、植物油の買付資金を提供しているだけで、農家との直接的貸借関係は皆無である。農銀は商業銀行化を目指して、政策的資金及び農村信用社が分離された94～96年から、郷鎮等農村エリアに設立していた支店を縮小撤廃し、都市化と離農化を加速した。農村金融に関しては、国有食糧企業以外の農産物・生産資材流通企業や郷鎮企業への融資は行っているが、農家への直接融資は従来通りほとんどない。

表1 農産物の生産・流通及び借入先の関係

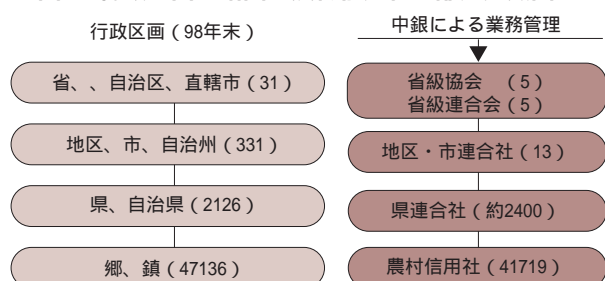
	借り手	用途	主な借入先
生産分野	農家	種、化学肥料、農薬、農機具等	農村信用社、民間貸借
流通分野	供銷合作社	化学肥料等生産資材の提供、綿花等農産物の買付・流通	農銀
	国有食糧企業	穀物と植物油の買付	農業発展銀行
	その他（民間企業、個人）	生産資材と農産物の流通	農村信用社、民間貸借、農銀（民間企業）

資料 農中総研作成

この意味で、「郷ごとに1信用社」という原則で作られた農村信用社は農家に直接貸出をしている唯一のフォーマル金融機関となる（図1参照）。言い方を変えると、農村金融体制の分業関係からみれば、農村信用社の営業範囲は農家の生産・生活資金需要及び郷鎮企業の資金需要に限定されている。

農村信用社はもともと農村の高利貸を退治するために政府指導の下で1949年以降全国の農村地域で作られた農家の協同組合金融組織であった（表2）。しかし、80年代半ばまでの約30年間の人民公社時代は農家への貸出はほとんどなかった。個人農が否定されたことにより個人の農業生産における資金需要は発生しなかったためである。この時期は、農村信用社は実質的に国家銀行の末端組織に変身してしまい、人民公社という集団組織に貸出していた。

図1 行政区画の略図と農村信用社の部分組織図



（注）1. 郷鎮の数は95年末のデータ。  
2. 農村信用社の組織は2000年初頭の一部分に限る。省級では残りの21の省・自治区は現在中銀の直接管理にある。

表2 農村信用社の主な沿革

	沿革
1949～1957年	農村地域の共同組合的金融機関として、全国的に設立され、発展の段階。1956年末、農村信用社の数は郷レベルの80%に当たる10万社以上に達した。
1958～1978年	国家銀行の末端組織化
1979～1995年	農銀の再度の復活に伴い、人民銀行から農銀の管轄下に移り、いわば農銀の末端組織になった。80年代半ばから、独立採算経営を目指して種々の改革を重ねてきた。
1996年～	農銀から分離して、人民銀行の管轄下になる。協同組合的金融機関への復帰を図る。

資料 「中国農村金融的変革と発展」1994年等により作成

人民公社が崩壊した85年以降、個人農の再確立、郷鎮企業の発展などにより、農家の資金需要及び郷鎮企業の資金需要が活発になり、農家の所得も大幅に上昇した。こうした農村社会の変化に伴い、農銀の末端組織に組み込まれて

いた農村信用社は、農銀とともにその預金と貸出規模が急増した。

### 農家への融資の伸び悩み

中国の農村金融体制における位置づけから、農村信用社は農家の資金需要に対応すべきであるが、以下の要因により農家への貸出には消極的である（表3）。

第一に、経営上の理由であるが、まず農村信用社の資金調達の8割以上は金利の高い農家個人の貯蓄預金に依存しており（表4、表5）、その調達コストが他の銀行より高い。また、農家の資金需要が零細であるために取引コストも高く、農村信用社は零細な農家への融資を敬遠し、郷鎮企業という利幅の取れる大手貸出先へ傾斜するようになった。勿論、郷鎮企業への融資傾

斜は県や郷鎮政府の行政介入が強かったことにもよる。

次に、農村信用社は多額の不良債権を抱え、融資拡大が難しい。97年末、農村信用社の不良債権率は約4割に達し、農村信用社のうち約半分以上が赤字状態である（「中国農村観察」2000/3、p9）。つまり、新たに預金を集めないで貸出の原資すらない信用社が多い。一方、農村信用社の預金集めに関しては、まず、96年に農銀と分離されてから、農銀が競争相手となり、また、農村合作基金会在閉鎖される98年頃まではこの基金会在強力な競争相手であり、基金会在閉鎖後は郵便貯金、高利による預金集めの講、高利貸などと厳しい競合状況にさらされている。

また、長期的な赤字状態から抜け出すために、農村信用社は近年統廃合して規模拡大の道を歩みだした。その結果、農村信用社の数は98年末に90年より20%減の4.17万社に縮小した。さらに、98年から県下の信用社を県連合社に統合する、いわば1県1信用社のテストは既に始まり、統廃合は今後一層強化される可能性があると思われる。それと同時に、コスト削減のため農家に最も近い信用社傘下の信用ステーション（信用社支社）も減少傾向にある。要するに、農村信用社はその経営事情から農家から遠ざかりつつある。

他方、農村信用社は貸出リスクを減らすため、農家への融資に関して90年代から主として預金通帳などの担保を厳しく徴収するようになった。農地の抵当が禁止されている現段階では、

表3 農村信用社の貸出 (単位 億元)

	95	96	97	98
貸出合計	5175.8	6289.8	7273.2	8340.2
農業（農家）	1094.9	1486.6	1843.6	2659.3
郷鎮企業	2779.1	3264.6	3686.5	3761.1
その他	1301.9	1538.6	1743.2	1919.8
割合（%）				
貸出合計	100.0	100.0	100.0	100.0
農業（農家）	21.2	23.6	25.3	31.9
郷鎮企業	53.7	51.9	50.7	45.1
その他	25.2	24.5	24.0	23.0

資料 「中国金融年鑑」1996～1999年版

表4 農村信用社の預金の個人預金への依存度 (単位 億元)

	預金総額	個人預金	依存度（%）
94	5681.1	4816.0	84.8
95	7172.9	6195.6	86.4
96	8793.5	7670.6	87.2
97	10609.2	9132.2	86.1
98	12164.4	10441.0	85.8

資料 「中国金融年鑑」1997～1999年版

資金余剰の少ない大部分の農家は事実上農村信用社の融資対象から外された。

第二に、制度上の理由であるが、まず農村信用社の資金過不足の調整が難しいことがあげられる。過不足の調整は基本的に県内に限定されている。資金余剰の県もあるが、上部組織の不備により農村信用社は県を超える過不足の調整はできない。

次に、税制面の優遇措置はない。お互いに独立している農村信用社の税金負担は全国を一法人としている国有商業銀行より重い。それだけではなく、94年頃からのハイインフレ期に金利上乘せのインフレスライド式貯蓄が全国的に実施されたが、その金利上乘せ部分について国有商業銀行等は財政から補償されたのに、農村信用社は補償されなかった。

さらに、農家の事情を知っている農村信用社及びその傘下の信用ステーションは融資決定権はほとんどない。逆に融資決定権のある県連合社は農家の事情に詳しくないため、融資決定に慎重的であり、長時間を必要とする。これも農家への融資拡大を阻んでいる。

第三に、歴史的要因であるが、農村信用社は農家の協同組合金融組織ではなく、既に官営的体質化している。商業銀行と同様に、農村信用社は貸出の場合、厳しい担保を要求し、しかも手続きが煩雑である。

以上の要因により、農村信用社は二、三年前まで農業より郷鎮企業への融資に傾斜していた。しかし、最近、農家への融資が拡大しつつあるという変化がみられている。これは郷鎮企

業への融資は不良債権化率が高いことに対し、農家への融資は返済率が高いことにより現われた変化である。特に、99年に農家融資専用の中銀特融150億元に続き、2000年にさらに200億元が追加されたことは、農家への融資拡大に追い風となった。それに合わせて、昨年から農家の信用事情を評価して貸出枠を設定し、農家の小口の資金需要については、簡単に信用貸出ができるように改革を行った。また、グループ連帯保証貸付も試験的に取入れ始めた。こうした動きは運用・監督コストが高いため、今後どこまで維持・拡大できるかは、金利の設定や適当な利ざやの確保などによるが、根本的な課題は上述の農村信用社の経営及び制度上の問題を解決することであろう。

### 多様化を模索する農村信用社の改革

農村信用社は96年から中銀の直接管轄の下で協同組合金融機関への復帰を図ってきたが、上述してきたように、資金調達コストの高さ、営業範囲の狭さ、重い税金負担及び官営化された歴史的慣性などにより、その改革の目標は達成していないと言ってもよい。

農家の出資金拡大キャンペーンも行ったが、大量な赤字を抱えている信用社に対する農家の出資インセンティブは低い。一方、業績の良い農村信用社では信用社従業員の方が大量に出資している。結局、農家の出資比率は極端に低い水準に止まっている。最近、協同組合金融機関への復帰にこだわらず、1県1信用社といったように生き残りを第一に考えるという現実的な



転換はみられている。

一方、農村信用社は96年から中銀の管轄に入ったが、これはあくまでも過渡期的な措置であり、中銀からの独立は時間の問題である。独立後の組織について、最初は五段階構想であった。つまり、中国の五段階行政区画（郷鎮 県 地区・市 省・自治区・直轄市 全国）に沿ってピラミッド型の系統組織を作る構想である（図1参照）。

しかし、最近では五段階では組織の重複、低効率などのデメリットが強調され、最初104社を設立する予定であった地区・市の連合社は、十数社設立した段階でストップしてしまった。

その代わりに、地域による多様化が唱えられるようになった。たとえば、経済水準が低く、赤字信用社が多い中西部地域では、農村信用社の統廃合や協同組合的金融組織への復帰等が強化される可能性がある。それに対して、沿海発達地域の農村信用社は日本の信用金庫に相似する農村合作銀行に転換する可能性もある。それと同時に、農家の資金需要に対応しきれない農村信用社を補うために、農家の本当の協同組合金融組織の育成、民間金融組織に対するルール作り及び育成が必要となっている。

（阮 蔚・リャン ウェイ）

表5 農村信用社貸借対照表

（単位 億元）

		94	95	96	97	98	99
資産の部	貸出金	4168.6	5234.2	6364.7	7661.5	8813.7	9769.2
	中央銀行債券	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	中央政府に対する債権	0.0	338.5	406.3	186.4	375.4	461.8
	ノンバンクへの貸出	0.0	0.0	0.0	31.4	34.5	32.8
	支払準備	884.7	1218.3	1935.6	2242.7	2207.5	2128.6
	預金準備金	672.1	875.4	712.0	1246.7	1993.8	1827.4
	中行への預金	88.4	187.8	1066.7	800.8	0.0	0.0
	現金	124.2	155.1	156.9	195.2	213.7	301.2
	合計	5053.3	6791.0	8706.6	10122.0	11431.1	12392.4
負債の部	預金	5681.1	7172.9	8793.5	10609.2	12164.4	13361.3
	普通預金	805.4	982.0	1007.4	1264.8	1447.7	1803.1
	定期預金	59.7	85.3	115.5	158.8	205.1	264.8
	個人預金	4816.0	6195.6	7670.6	9132.2	10441	11217.2
	その他預金	0.0	0.0	0.0	53.4	70.6	76.2
	中央銀行からの借入	0.0	0.0	0.0	16.4	41.8	214.4
	ノンバンクからの借入	0.0	0.0	0.0	2.9	1.9	3.1
	債券	0.0	0.0	0.0	0.4	0.1	0
	資本の部	616.7	631.9	574.7	310	151.4	
	資本金	694.4	377.7	401.1	630.5	658.1	653.8
	その他（ネット）	- 1244.7	- 1013.8	- 634.6	- 816.9	- 928.5	- 1840.2
合計	5053.1	6791.0	8706.6	10122.0	11431.1	12392.4	

資料 「中国金融年鑑」1997～1999年版 99年のデータは「中国人民銀行統計季報」2000-2より